

特別養護老人ホームのじぎくの里

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

第1条 この規程は、社会福祉法人のじぎく福祉会が設置運営する指定地域密着型サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業所」という。）の事業を行う事業所（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 事業所の事業は、要支援者（Ⅱ）であつて認知の状態にあるもの（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活を営むことができるようにする。

3 事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って事業所の提供に努める。

(事業所の名称等)

第2条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム のじぎくの里
- (2) 所在地 兵庫県高砂市北浜町西浜773-3

第2章 利用定員

(利用定員)

第3条 事業所の利用定員は9名とする。

第3章 職員及び職務分掌

(職員の職種及び定数)

第4条 事業所の次の職員を置く。

- (1) 管理者（兼務） 1名
- (2) 介護職員（常勤換算数） 3名以上

- (3) 計画作成担当者 1名

(職員の職務分担)

第5条 事業所の職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 管理者 事業所の業務を総括する。
- (2) 介護職員 利用者の日常生活の介護、相談及び援助活動に従事する。
- (3) 計画作成担当者 認知症対応型共同生活介護計画の作成に従事する。

第4章 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第6条 事業所は、利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

- 2 事業所は、地域とふれあい利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3 事業所は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 共同生活住居における介護職員は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業所は、事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 事業所の内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護

事業所は、1週間に3回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。排泄については利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により必要な援助を行い、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。また、事業所は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させるものとし、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

(2) 食事の提供

利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供するとともに、できるだけ利用者と介護職員が共同で調理を行う。また、食事時間は次のとおりとする。

- 1) 朝食 7時から
- 2) 昼食 12時から
- 3) 夕食 18時から

(3) 健康管理

管理者又は介護職員は常に利用者の健康に留意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるとともにその記録を整備しておくものとする。また、事業所は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力医療機関、協力歯科医療機関を定める。

(4) 機能訓練

事業所は、利用者の心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその維持のための機能訓練を行う。

(5) 相談・援助

事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜提供等

事業所は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるとともに、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続等について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。また、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料)

第8条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該事業に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業所に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない事業を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、事業に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 事業所は前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 食材料費
- (2) 家賃
- (3) 光熱水費
- (4) 日常生活管理費（小口預り管理）

- (5) 保証金
 - (6) 理美容代
 - (7) おむつ代
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 事業所は、入居一時金は取り扱わない。
- 5 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第5章 入居に当たっての留意事項

(事業所の入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者が事業所のサービスを受ける際には、利用者側が留意すべき重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 事業所は、事業の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(緊急時の対応)

第11条 事業所は、現に事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関（協力歯科医療機関）への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を図る。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第12条 事業所は、周辺地域の環境、立地条件から想定される非常災害に備えて、消防計画、風水害・地震等の災害に対処するための計画を作成するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するもの

とする。あわせて、避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

第7章 虐待の防止のための措置に関する事項

第13条 事業所は、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
 - ② 虐待の防止のための指針
 - ③ 虐待の防止のために従業員に対する研修
 - ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする

第8章 その他運営に関する事項

（入退居）

第14条 事業所は、入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にある者であることの確認を行う。

- 2 事業所は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 3 事業所は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 4 事業所は、利用者の退去の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行う。
- 5 事業所は、利用者の退去に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（入退居の記録の記載）

第15条 事業所は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退去に際しては退去の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成）

第16条 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏ま

えて、他の介護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努める。
- 3 計画作成担当者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護職員及び利用者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第 17 条 事業所は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該事業所に入居できるように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第 18 条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに事業の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 虚偽その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第 19 条 事業所は、利用者に対し、適切な事業を提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 事業所は、介護職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

(定員の厳守)

第 20 条 事業所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理)

第 21 条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。
- 3 感染症対策とし予防マニュアルを作成することとする。

(身体拘束廃止等)

第 22 条 事業所は、身体拘束等の適正化に対する基本的な考え方を指針とし身体拘束廃止に取り組む、又、身体拘束廃止への取り組みの為の職員研修も定期的実施し、基礎的な知識を普及・啓発し、身体的拘束適正化にむけて取り組むこととする。

(重要事項の掲示)

第 23 条 事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 24 条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退去者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(個人情報保護)

第 25 条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(苦情処理)

第 26 条 事業所は、その提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付ける受付担当者及び苦情解決責任者等を選任して適切に対応する。

- 2 事業所は、その提供した事業に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、その提供した事業に関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力

するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第 27 条 事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

2 運営推進会議は事業所が利用者、保険者、地域住民代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすること。

(事故発生時の対応)

第 28 条 事業所は、事業は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村保険者（以下「保険者」という。）、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供により、自己の責任に帰すべき事由によって賠償すべき事故が発生した場合は利用者に生じた損害について賠償する責任を負う。

第 9 章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第 29 条 事業所は、当該事業の事業会計と、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第 30 条 事業所は、職員、事業及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(法令との関係)

第 31 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 15 年 9 月 5 日から施行する。

改訂 平成 25 年 2 月 28 日より施行する。

改訂 平成 30 年 8 月 1 日より施行する。

改訂 令和 6 年 2 月 1 日より施行する。